

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 5月26日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：24件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	復水前置ろ過器（A）の出口流量計の指示値が瞬時、低下すると同時に、当該流量の低下を示す警報が繰り返し発生したため、当該流量計を点検・調整	D	
2	2号機	原子炉再循環系ジェットポンプの点検において、ジェットポンプ（8）の位置決め用ボルト・ナット部（1組）の回り止め用点付け部（2箇所中、1箇所）が溶接されていないことが認められたため、対応検討	C	
3	2号機	主タービン複合中間止め弁のストレーナ（No. 2, 3, 4, 5）の浸透探傷検査において、円形指示模様及びブローホールが認められたため、当該部を溶接補修	D	
4	2号機	タービン建屋地階復水器設置エリア監視用TVモニタ装置の点検において、電源ユニットの不具合が認められたため、当該装置のカメラを交換	D	
5	2号機	主タービングランドシール蒸気系の蒸化器発生蒸気用圧力調整弁の点検において、シートリングのメタル接触部に浸食が認められたため、当該弁を交換	D	
6	2号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（A）シール水温度調整弁の点検において、弁箱溶接部に孔食が認められたため、当該部を溶接補修	D	
7	2号機	気体廃棄物処理系排ガス酸素濃度分析盤用電源装置の点検において、供給電源電圧（直流）の品質を示す値に管理値外れが認められたため、当該電源装置を交換	D	
8	2号機	主タービン主蒸気止め弁（1）のストレーナの浸透探傷検査において、ブローホールが認められたため、当該部を溶接補修	D	
9	2号機	低圧タービン（A）のノズルダイヤフラム（17段目、下半）及び低圧タービン（B）のノズルダイヤフラム（17段目、上下半）の浸透探傷検査において、線状指示模様が認められたため、当該部を溶接補修	D	
10	2号機	低圧タービン（C）の内部車室（下半）の浸透探傷検査において、線状指示模様及びブローホールが認められたため、当該部を溶接補修	D	
11	2号機	低圧タービン（A）のノズルダイヤフラム（18段目、下半）の浸透探傷検査において、線状指示模様が認められたため、当該部を溶接補修	D	
12	2号機	原子炉冷却材浄化系循環ポンプ（A）の軸シール水供給配管に設置されている安全弁（A）に動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
13	3号機	制御棒駆動機構自動交換装置のボルト脱着機用締付けトルク値の校正において、トルク校正器のケーブル断線が認められたため、当該装置を修理	D	
14	3号機	復水脱塩装置脱塩搭出口サンプリング流量積算計の外観目視点検において、デジタル値の表示不良が認められたため、当該流量積算計を点検・修理	D	
15	3号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（46-35）のアクュームレータ充填水入口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	3号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（46-19）のアクュームレータ充填水入口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
17	4号機	発電所構内電話設備の内、屋外設置の電話ボックス及び支柱（1組）に腐食が認められたため、当該電話ボックス及び支柱を点検・修理	対象外	
18	5号機	タービン建屋換気空調系2階フロア用冷却装置（A）が圧縮機用冷媒不足により自動停止したため、当該圧縮機を点検・修理及び冷媒を補充	D	
19	5号機	非常用ディーゼル発電機（B）室内ストームドレンサンプピット内の浮遊物質の濃度が上昇傾向にあるため、当該ピット内を清掃	対象外	
20	5号機	非常用ディーゼル発電機（A）室内ストームドレンサンプピット内の浮遊物質の濃度が上昇傾向にあるため、当該ピット内を清掃	対象外	
21	5号機	原子炉格納容器酸素分析計ラック内のサンプリング配管保温用電気ヒーターの故障を示す警報が発生したため、当該ヒーターを点検・修理	D	
22	6号機	原子炉格納容器圧力抑制プール内の点検・清掃・クラッド回収作業において、テープ片等の機器に影響を及ぼさない異物（合計10点）が発見されたため、当該異物を回収・処理	C	
23	6号機	タービン建屋ストームドレンサンプピット（B）内の浮遊物質の濃度が上昇傾向にあるため、当該ピット内を清掃	対象外	
24	集中環境施設	換気空調系洗濯設備室排気用フィルタユニット（B）用差圧スイッチの点検において、接断差に管理値外れが認められたため、当該差圧スイッチを交換	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで